

令和6年度 第2回三鷹市いじめ問題対策協議会 会議録（要旨）

1 日時	令和6年12月20日（金）午後6時00分～7時30分
2 開催会場	三鷹市教育センター 3階 大研修室
3 出席委員 （12人・敬称略）	富士道 正尋、川崎 知己、橋詰 穰、猿渡 健一、山形 肇、山根 まどか、 櫻井 勉、杉山 静、森本 かおり、野上 麻千子、野崎 信洋、 鎌田 広美
4 欠席委員 （1人）	市村 順子
5 市側出席者 （10人）	松永 透(教育長)、齊藤 真(教育部調整担当部長・総務課長) 久保田 実(学務課長)、福島 健明（指導課長）、 星野 正人(教育支援担当課長・指導課統括指導主事)、 齋藤 将之(教育施策担当課長・指導課統括指導主事) 門田 剛和(指導課指導主事)、稲葉 圭亮(指導課指導主事) 関口 佳美(指導課指導主事・学務課主査)、 近藤 さやか(子ども政策部長)
6 会議の公開・ 非公開	公開
7 傍聴人数	0人
8 会議次第	【委嘱状の交付】 【開会】 1 教育委員会挨拶 2 会長挨拶 3 議 事 (1) 報告事項 ① 「令和5年度三鷹市立小・中学校 児童・生徒の問題行動等の実態(いじめ)」について ② ふれあい月間（11月）の取組について ③ 子どもの権利について (2) 意見・情報交換 4 三鷹市いじめ問題対策協議会の今後の予定について 【閉会】
9 配布資料	資料1 令和5年度三鷹市立小・中学校児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について 資料1 補助 いじめ防止等の対策の取組状況について 資料2 東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について（答申）（令和6年8月22日 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会） 資料3 【概要】東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について（答申） 資料4 座席表

【開 会】(午後6時00分)

1 教育委員会挨拶(三鷹市教育委員会 教育長 松永 透)

- ・いじめの認知件数の増加は、本市においても全国と同様に増加傾向にある。増加の背景についても全国と同様に、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったことや、アンケートや教育相談の充実などによるものなどが進んだと考えられる。
- ・いじめの認知件数が増加しているということは、それだけ解消に向けて対策が取られている、放置されたいじめがなくなるといった意味ではよい傾向であると考えられる。引き続き、軽微ないじめも見逃さず、一人でも多くの嫌な思いをしている児童・生徒を救うとともに、合わせていじめが発生しないよう未然防止の取組とを進めていくことが重要だと考える。

2 会長挨拶(全日本中学校長事務局長 富士道 正尋)

- ・令和5年度問題行動等調査について、様々な立場の委員の方々と共に、多面的・多角的な議論をしたい。

3 議事

(1) 事務局報告

- ① 令和5年度三鷹市立小・中学校 児童生徒の問題行動等の実態(いじめ)について
- ② 「ふれあい月間(11月)」の取組について
- ③ 子どもの権利を考えるワークショップについて

(2) 協議・情報交換

○いじめの重大事態について

- ・いじめの認知件数が多くなると、重大事態に当たるものも出てくるのではないかと。重大事態に当たるものがある場合、どのような対応をしたのか。
⇒昨年度、三鷹市内でも重大事態として対応したいじめはあった。学校が主体となって調査を行った。
- ・重大事態が発生した際は、調査の主体がどこであるのかは提示しているのか。
⇒加害・被害両方の保護者に対して、学校が主体となり調査を進めていくことの説明を行っている。
- ・昨年度の重大事態の現状はどのようなになっているのか。
⇒3件発生しており、2件は終結、1件は対応継続中である。
- ・重大事態とは、どのようなケースが当たるのか。
⇒「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき(第1号)」 「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(第2号)」の2つのケースが法で規定されている定義である。
⇒2号については、判断も難しいところがあるのではないかと。教師の主観が入ったり、欠席の理由もいじめが原因かどうかは分からなかったりすることもあるのではないかと。
⇒仮に学校が「いじめの重大事態ではない」と思ったとしても、当該児童・生徒や保護者から訴えがあった場合は重大事態として扱うこととなっている。これは、いじめの定義と同じ趣旨で、「とにかく見逃しをなくしましょう」ということである。
⇒認知件数に対して考えると割合は少ないと感じる。法で規定されている重大事態の定義は、保護者の体感と大分違うということに驚いた。言葉の定義については、保護者や地域の方々にも伝わる機会があればよいと思う。

○スクール・ソーシャル・ワーカーとの連携について

- ・いじめの対応について、生徒間の指導は教員が行うと思うが、生徒と保護者間についてはスクール・ソーシャル・ワーカーが連携することがある。どのような連携を図っているのか。
⇒スクール・ソーシャル・ワーカーも連携して対応できる体制は取っているが、基本的にいじめ対応については指導主事が対応している。
- ⇒弁護士がスクール・ソーシャル・ワーカーの役割を担うような場面もある。スクール・ソーシャル・ワーカーの活用について学校へ周知をすることが必要だと考える。
- ⇒保護者が子ども家庭支援センターに相談に来て、そこから相談室に繋ぐこともある。

○学校間での児童・生徒トラブルについて

- ・不登校の児童・生徒数が増加し、フリースクールに通う子も年々増加している。日中、学校に登校はしないものの何かの団体に所属して街中にいるというお子さんも増えてきている。もし、フリースクールなど違う学校の子ども同士がトラブルになったりした場合は、そのような対応になるのか。
⇒そのような事例は現時点では報告はない。フリースクールが合わないということで、辞められたという事案は確認している。
- ⇒所属校以外の児童・生徒間で発生したトラブルについては、これまで生活指導主任間で情報共有し、指導している。

○「いじめ防止等の対策の取組状況」について

- ・様々な取組の中でも、「保護者の理解と協力を得ていじめの解決を図る」項目に係る取組が重要である。いじめの対応について、保護者と共有することが望ましい。教育委員会の方から示しているものはあるか。
⇒『いじめ総合対策（東京都教育委員会）』により周知している。
- ⇒ある学校では、保護者への説明の際に定型文を作成し、周知に努めてきた。
- ⇒よい取組である。校長会等において学校間で共有するとよいのではないか。
- ⇒学校には「いじめ防止基本方針」があり、組織的に対応してしてくれることを多くの子たちは知らない。子どもたちにも周知が必要だと考える。

○その他

- ・いじめの認知件数を見ても、低学年が多く、高学年になると少なくなっているようだが、これはよい傾向だと思う。成長段階に合わせて、「いじめられた、いじめたときにどうしていくとよいか」を保護者とともに考えていけるとよい。
- ・保護者も含め、孤立させないことが大切。保護者同士の繋がりをつくるため、学校では保護者同士の意見交換の時間を設けるなどの工夫を行っている。
- ・家族機能が弱体化しているとも感じている。一番多いのが、子どもの面前での夫婦けんかであり、96件を超えている。実際、いじめの相談相手として、家族に相談しているのが4.1%しかない。子どもたちが、家庭で守ってもらえるという意識が低くなっているのではないかと感じる。

4 事務連絡

令和6年度三鷹市いじめ問題対策協議会の今後の予定について

【閉 会】（午後8時00分）